入　札　参　加　申　請　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

郡山市長

　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　 代表者職氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　貴市において行う下記の制限付一般競争入札に参加したいので、入札参加申請をいたします。

なお、地方自治法施行令第167条の４の規定に該当していないこと及び申請書の記載事項に事実と相違ないことを誓約いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

　１　業務委託名

　２　施行場所

　３　添付書類

1. 所在地が確認できる資料（履歴事項証明書、事業所所在証明書などの写し）
2. 実績調書（実績調書に記載の業務に係る契約書及び仕様書の写しを含む）
3. 「測量業」の登録が確認できる資料
4. インフォマティクス社のSISを所有していることが確認できる資料
5. 「測量士」の登録が確認できる資料

入札に参加できる者の資格については、次のとおりです。

全項目について「はい」「いいえ」の欄のいずれかに〇をつけてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| はい | いいえ | 資格 |
|  |  | 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４の規定に該当しない者である。 |
|  |  | 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年４月24日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月１日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月１日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。）に基づく指名停止期間中の者（入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。 |
|  |  | 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。 |
|  |  | 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第２条第２号に規定する暴力団員又は第８条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。 |
|  |  | 郡山市の令和５・６年度工事等指名競争入札参加有資格者業者名簿に登録されている者であること。 |
|  |  | 郡山市内に本店を有する者であること。 |
| はい | いいえ | 資格 |
|  |  | 測量法（昭和24年法律第188号）に基づき、「測量業」の登録をしている者であること。 |
|  |  | GIS（地理情報システム）アプリケーションのうち、インフォマティクス社のＳＩＳ（エスアイエス）Ver.7.0以上を使用できる環境である者であること。 |
|  |  | 測量法第49条に基づき登録された測量士の資格を有する者であること。 |
|  |  | 過去10年以内（この公告の公告日の10年前から測量並びに工事の設計及び工事に関する調査委託の制限付一般競争入札に関する実施要領（平成19年４月23日制定）第５条に規定する入札参加申請書の提出期限日までの間）に、国又は地方公共団体が発注する請負金額が500万以上の道路台帳整備又は補修正業務を元請として受注し、完了した実績が複数あること。 |

地方自治法施行令

　第１６７条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般

　　競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

　　一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

　　二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　　三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

　２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させない事ができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

　一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

　二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価

　　　格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

　三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

　四 地方自治法第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり

職員の職務の執行を妨げたとき

　五　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

　六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求　　　を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき

　七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき